

# 鍵の預かりや相談に対応 新しい緊急通報システム

10月1日から、緊急通報システムが新しくなります。受託事業者(総合警備保障(株))による「鍵の預かり(任意)」や看護師・管理栄養士・介護支援専門員などに相談できる「相談サービス」が利用可能になったことで、高齢者の見守り体制を強化しました。

これまで、緊急時に救急隊が駆け付けても、玄関や窓の鍵が施錠されている場合、屋内に立ち入ることが困難でした。

## 鍵の預かり(任意)

新しいシステムでは、受託事業者が玄関や勝手口の鍵を預かることで、より早い救命措置を行うことが可能です。

預かった鍵は、受託事業者の下、厳重に管理され、緊急時にのみ使用します。

緊急通報機器



緊急通報機器

## 相談サービス

同機器には緊急時に押すボタンのほか、「相談ボタン」が付いています。ボタンを押すと、看護師や管理

# 火災発生件数24件 すでに昨年を上回る

今年の火災は、9月20日現在で24件発生しており、昨年の21件をすでに上回っています。特に、建物火災が増加しており、ガスコンロの消し忘れによる火災が多く発生しています。これからは空気が乾燥して、火災が発生しやすい時季となるので、特に注意が必要です。

火災予防は、一人一人の日頃の心掛けが大切です。出掛ける前や就寝前には火の元を点検し、家の周囲には燃えやすいものを置かないように注意してください。火災のない、安全で安心して暮らせるまちづくりへの協力を、お願いします。

圖予防課 ☎76・0119。



栄養士、介護支援専門員などが常駐するコールセンターにつながります。ちょっとした不安など、さまざまな内容を24時間相談することが出来ます。

## その他サービス

人体の熱を感知する空間センサーや扉・窓に設置する開閉センサーも設置することが可能です。詳しくは、地域包括ケア推進課に相談してください。

## 費

住民税の課税状況に応じて、月々の利用者負担金があります。機器の設置や工事などの費用はかかりません。▼生活保護受給世帯費用免除▼住民税非課税世帯 2500円▼住民税課税世帯 5000円

## 対象者

市内在住の、世帯員全員が次のいずれかに該当する方。▼75歳以上▼65歳以上で要介護2以上▼65歳以上で見守りが必要な慢性疾患などがある▼障がい手帳1

級か2級を有する

## 申

同課にある申請書(市ホームページ)からダウンロード

# 来年度の保育所入所希望 11月1日、受付開始

来年度4月からの保育所入所希望を、11月1日から受け付けます。

新たに保育所の利用を希望する場合は「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

すでに支給認定を受けている方も、有効期間満了や保育を必要とする事由の変更、待機中で来年4月以降も利用を希望する場合は、同様の手続きが必要となります。

現在、保育所に入所の方は、継続入所に伴う更新手続きが必要です。必要書類は、

図子育て支援課 ☎70・5615。

ド(可)に記入し、同課へ直接。

## 圖

同課 ☎77・1116。

保育所	①綾南保育園(上土棚南) ②大上保育園(大上) ③つばみ保育園(深谷中) ④吉岡保育園(吉岡) ⑤おとぎ保育園(早川) ⑥深谷保育園(深谷上) ⑦さくらチャイルドセンター(寺尾西) ⑧綾瀬いずみ保育園(上土棚北) ⑨綾瀬いずみ保育園あーす館(上土棚北) ⑩ピッピーことり保育園(吉岡) ⑪綾瀬ゆめっこ保育園(大上)
対象	0歳(受け入れ可能月齢は施設による)～未就学の6歳児 ※保育所⑧は2歳児から、⑨は1歳児まで、⑩は来年度4月・5歳児の受け入れ開始。定員超過などで待機になる場合あり
保育を必要とする事由	就労(夜間などを除く)、母親の妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居か長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDV、その他市が必要と認めた場合
保育料	保護者(扶養義務者)の市民税所得割課税額の合計で保育料を算定 ※来年度4月～8月分は今年度の市民税所得割課税額、9月～31年3月分は来年度の市民税所得割課税額
申込用紙	10月2日から、子育て支援課で配布(市ホームページからダウンロード可)
申	市内保育所 申込用紙に記入し、就労証明書などを添えて、11月1日～30日に同課へ直接(郵送不可) 市外保育所 保育所の名称、申込期間・要件などを保育所がある市区町村で事前に確認の上、申込用紙に記入し、就労証明書などを添えて、保育所がある市区町村の申込期限の1週間前までに綾瀬市役所同課へ直接(郵送不可)

相談の名称(相談無料)	日時(祝日・振替休日の閉庁日は除く)・相談内容など	問い合わせ
法律相談(弁護士)	毎週水曜日13時～16時30分(予約は前週の相談日8時30分前)	市民課 ☎70・5605
夜間法律相談(弁護士)	12日・26日の各木曜日18時～20時30分(予約は前週の木曜日8時30分前)	
司法書士相談(司法書士)	17日(火)13時～16時。不動産登記、成年後見人の手続きなどに関する事(予約は1か月前の相談日8時30分前)	
行政書士相談(行政書士)	2日(月)13時～16時。相続・遺言などの書類作成に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分前)	
不動産相談(専門相談員)	16日(月)13時～16時。不動産に関する事(予約は1か月前の相談日8時30分前)	
ひとり親家庭の相談(母子・父子自立支援員)	毎週火・木・金曜日9時15分～12時15分・13時～17時。暮らし、子ども、就職、福祉資金貸付けなど	子育て支援課 ☎70・5664
障がい児者相談(専門相談員)	毎週月～金曜日10時～15時。障がい児者の生活全般について	障がい児者相談支援センター ☎77・1118
障がい者就労相談(専門相談員)	毎週火曜日10時～15時。障がい者の就労のための生活相談、面接同行、家庭訪問など	健康づくり推進課 ☎77・1133
成人健康相談	11日(水)・24日(火)9時30分～11時45分。生活習慣病などの相談。骨密度測定もあり	
保健師による心の健康相談	26日(木)10時～11時30分。心の健康相談	高齢介護課 ☎70・5633
聴覚相談	26日(木)9時～11時30分。聴覚チェックと聞こえの相談。40歳以上の方対象	
シニアあったか相談(専門相談員)	毎週月～金曜日8時30分～17時。1人暮らし高齢者の心配事などについて	市民課 ☎70・5605
DV専門相談(専門相談員)	毎週月～金曜日13時～17時。配偶者などからの暴力について	
行政相談(行政相談委員)	10日(火)13時～16時。国などの行政に関する意見や苦情	子育て支援課 ☎70・5615
人権身上相談(人権擁護委員)	10日(火)13時～16時、305会議室。近隣トラブル、いじめ、暴力など	
保育入所相談(保育コンシェルジュ)	毎週月～金曜日9時～12時15分・13時～16時。保育所ほか子どもの預け先など	健康づくり推進課 ☎77・1133
妊娠・出産・子育て総合相談	毎週月～金曜日8時30分～12時15分・13時～17時。妊娠・出産・子育ての悩み、児童虐待について(電話可)	
いきいき健康・食事相談	毎週月～金曜日8時30分～12時15分・13時～17時。健康・栄養・酒害相談など	消費生活センター ☎70・3335
高齢者ヘルスアップ相談	2日(月)10時～11時30分。高齢者福祉会館。健康相談、心の健康相談	
消費生活相談(専門相談員)	毎週月・火・木・金曜日10時～12時・13時～16時。訪問販売・商品のトラブルなど(電話可)	教育研究所 ☎79・0222
教育相談	毎週月～金曜日8時30分～17時。子どもの教育・生活に関する心配事、悩みなど	
青少年相談(☎77830@city.ayase.kanagawa.jpでも可)	毎週月～金曜日9時～17時。子ども・若者(中学卒業～29歳)の悩み、非行、ひきこもりなど	青少年相談室 ☎77・7830
障がい児相談(専門相談員)	毎週月～金曜日8時30分～17時。発達が気になる児童や心身に障がいのある児童について	もみの木園 ☎76・6770
こどもなんでも相談	毎週月～金曜日8時30分～17時。心身に障がいのある乳幼児について	